

医 第 453 号
令和 7 年 7 月 4 日

各郡市医師会長 様

島根県健康福祉部医療政策課長

島根県医療介護総合確保促進基金事業費補助金交付要綱等の改正及び
令和 7 年度事業の募集について（通知）

島根県の保健医療行政の推進につきまして、日頃からご理解とご協力をいただき、
誠にありがとうございます。

さて、標記事業は、地域医療介護総合確保基金を活用して平成 26 年度から実施し
ておりますが、このたび、補助金交付要綱等の改正を行いました。

併せて、改正後の要綱に基づく交付申請を受け付けますので、貴会会員に広くご周
知いただきますようお願いいたします。

なお、県から個別に各診療所への通知は行いませんことを申し添えます。

記

1 補助金の概要・申請方法等

別紙「交付申請にあたっての留意事項について」に記載

2 申請期限

令和 7 年 8 月 22 日（金）

3 ホームページへの掲載

下記のとおり要綱及び申請様式を県ホームページに掲載しております。

島根県 HP トップ>医療・福祉>健康・医療>医療>島根の医療>地域医療情報>医
療介護総合確保促進法に基づく島根県計画>計画に基づく補助事業

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/shimaneno_iryo/iryoukaigo-kenkeikaku.html

4 主な改正点

- (1) 看護職員キャリアアップ支援事業（別記 7 事業）について、補助対象事業を拡
充
- (2) 地域勤務医師応援事業（別記 1 事業）の災害対応枠について、事業終了により
交付要綱別表から削除
- (3) 医療従事者の確保に関する支援事業（別記 9 事業）及び医療従事者研修環境整
備事業（別記 10 事業）について、看護職員等確保計画推進事業の創設に伴い廃
止

（担当）医療計画係 安食

iryo-kikin@pref.shimane.lg.jp

※各事業で担当者が異なりますので、個別事
業のお問い合わせは、別紙「交付申請にあ
たての留意事項について」に記載の各担
当へお願いします

交付申請にあたっての留意事項

1 補助対象の事業期間 令和7（2025）年4月1日～令和8（2026）年3月31日

2 提出書類

提出書類	作成単位
様式1 交付申請書 ※所在地の記載漏れが多いため必ずご記入ください	申請者毎に作成
様式1別紙2 所要額調書	事業毎に作成
様式1別紙3 事業計画書	事業毎に作成
歳入歳出予算（見込）書抄本	申請者毎に作成
添付書類（その他参考となる資料）	事業毎に作成

※事業毎 ⇒ 実施要綱別記1・7・12・13に定める事業毎

※提出様式掲示先

【島根県HP】 トップ ＞ 医療・福祉 ＞ 健康・医療 ＞ 医療＞ 島根の医療＞地域医療情報

＞医療介護総合確保促進法に基づく島根県計画＞計画に基づく補助事業

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/shimaneno_iryo/iryoukaigo-kenkeikaku.html

3 提出方法等

- ・島根県健康福祉部医療政策課 医療計画係あて提出してください。
- ・メールによる提出の場合は次のアドレスへ送信してください。
iryo-kikin@pref.shimane.lg.jp
（メール送信後5日以内に県からの返信が無い場合はご連絡ください。）
- ・様式1（交付申請書）に記載する日付は、「申請書を提出する日」としてください。

4 提出期限

令和7年8月22日（金）【必着】

5 担当者

補助対象事業	連絡先 TEL	担当者
(1) 医師の確保対策事業		
地域勤務医師応援事業（実施要綱別記1）	0852-22-6683	渡部・岡崎（医師確保対策室）
(2) 看護職員の確保対策事業		
看護職員キャリアアップ支援事業（実施要綱別記7）	0852-22-6277	大国（看護職員確保スタッフ）
特定行為研修関連教育受講支援事業（実施要綱別記13）		
(3) 在宅医療の推進に関する事業		
在宅医療に関する体制整備事業（実施要綱別記12）	0852-22-6548	進藤（医療計画係）

6 その他留意事項

- ・8月以降、申請のあった事業毎に交付決定を行う予定です。
- ・申請にあたっての問い合わせは、各事業の担当者までお願いします。